

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和2年9月3日提出

日立市長 小川春樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 2 年 7 月 1 3 日

日立市長 小 川 春 樹

### 記

損害賠償の額を定めることについて

令和2年2月18日午後5時頃、日立市□□□町□丁目□□番地先市道7566号路上において、路面に段差が生じていたため、日立市□□□町□丁目□□番□号□□□□氏の運転する自動車が走行した際、左側前輪がこれに落輪・接触し、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

### 記

損害賠償額 金 1 2 , 7 0 5 円